

iPLAss 製品固有条件

本条件は、お客様（以下「甲」という。）と株式会社電通総研（以下「乙」という。）又は乙の販売店との間において、iPLAss（以下「本件プログラム」という。）に関する契約（以下「本契約」という。）が締結された場合、乙所定のソフトウェア使用約款（https://www.dentsusoken.com/sites/dentsusoken_default/files/2024-07/common_license.pdf、又はその後継サイトに掲載。以下「使用約款」という。）及びソフトウェア・サポートサービス約款（https://www.dentsusoken.com/sites/dentsusoken_default/files/2024-07/common_support.pdf、又はその後継サイトに掲載。以下「サポート約款」という。）（使用約款とサポート約款を総称して以下「本約款」という。）とともに本件プログラムの使用及びサポートサービスの条件を構成するものとし、甲は本約款及び本条件に従い本件ソフトウェアを使用し、サポートサービスを利用するものとします。なお、本約款と本条件との間に矛盾がある場合には、本条件が優先するものとします。

第1条（定義）

1. 「改変物」とは、甲により本件プログラムの一部が変更されたプログラムを意味します。
2. 「本件ソフトウェア等」とは、本件プログラム、改変物及びこれらの複製物、並びに関連資料及びその複製物を総称したものを意味します。
3. 前各項の他、本約款において定義されている文言は、本条件においても同じ定義内容で使用されるものとします。

第2条（本件ソフトウェア等の使用）

1. 甲は、本契約に記載のソフトウェア使用形態に定める台数を上限として本件プログラムをインストールし、本契約に記載の使用目的に限定して本件ソフトウェア等を使用することができます。また、本件プログラムがインストールされる機械に搭載可能な CPU の Core 数の上限は、本契約に記載のソフトウェア使用形態に定めるとおりとします。
2. 甲は、本件ソフトウェア等について次の各号の一に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析（但し、第3項に定める本件 FOSS のうち、GNU Lesser General Public License Version 3 に基づき使用許諾されるオープンソースソフトウェア及びそれと結合したプログラムのデバッグを目的とする場合を除く。）
 - (2) 有償・無償を問わず、第三者に対する譲渡、再使用許諾、貸与又はリース
 - (3) 第三者に対するサービス事業、タイムシェアリング事業、その他これらに類する事業における使用
 - (4) 直接・間接を問わず、生物兵器、化学兵器又は核兵器の開発目的への使用
3. 本件ソフトウェアには、関連資料に記載のフリー／オープンソースソフトウェア（以下「本件 FOSS」という。）が含まれます。本件 FOSS には、本契約の条件は適用されず、関連資料に記載の使用条件が適用されるものとします。
4. 本契約が本件ソフトウェアの有期ライセンスに関する契約の場合、甲は、本件ソフトウェア等の使用を開始するにあたり、本件ソフトウェア等の使用環境の確認を目的として作成された乙所定の「ヒアリングシート」及び「インフラ構成図」に必要事項を記載の上、乙に提出するものとします。なお、使用期間中に記載事項に変更が生じた場合には、直ちに乙に書面にて通知するものとします。
5. 本契約の契約対象に、有期ライセンス用のオプションである「スケーリングオプション」が含まれる場合、以下の条件が適用されるものとします。
 - (1) 本契約に定める使用期間（自動更新された場合の更新期間を含む。）の満了前に、乙所定の「実績レポート」に必要事項を記載の上、乙に提出するものとします。
 - (2) 乙は、前号に基づき甲より提出された「実績レポート」の内容を確認し、甲が購入した「スケーリングオプション」において認められる期間を超えて、本契約に記載のソフトウェア使用形態に定める台数又は Core 数を超える機械における本件ソフトウェア等の使用が認められた場合には、以下に定める対応を講ずることができるものとします。
 - ① 「実績レポート」に基づき算出された「スケーリングオプション」の料金と本契約に定める料金との差額を甲に追加請求すること。
 - ② 「実績レポート」に基づき、翌更新期間における適切な「スケーリングオプション」の期間を甲に提示すること。

第3条（本件ソフトウェアの納入）

乙は、本件ソフトウェアのダウンロードサイトに関する情報を、別途甲により指定される電子メールアドレス宛に送付するものとします。乙がかかる電子メールを送付した時点をもって、本件ソフトウェアの納入は完了したものとみなされるものとします。

第4条（機能保証）

乙は、本件ソフトウェアの納入完了の日から90日間、関連資料に記載された方法に従い乙所定の稼働環境で使用された場合には、本件プログラムが実質的に関連資料に記載された仕様どおりの機能を有することを保証します。この保証未達成の場合、乙は合理的に可能な限り該当仕様への不適合の修正又は欠陥品の取り替えを行います。

第5条（監査権）

乙は、事前に書面で通知することにより、甲の営業時間内に、甲による本件ソフトウェア等の使用状況に関する監査を行うことができるものとし、甲は、合理的な範囲で当該監査に関する協力及び情報提供を行うものとします。

第6条（サポートサービス）

有期ライセンスの場合、又は別途甲が本件ソフトウェアのサポートサービスを購入した場合（以下「サポート契約という。）、以下の条件に基づきサポートサービスを提供するものとします。なお、当該サポートサービスには、甲の利用環境への本件ソフトウェアのバージョンアップ版の導入作業は含まれません。

- (1) 甲が本件ソフトウェアの使用上の質問をする場合、甲は本件ソフトウェアそのものに関するものであるか否かの切り分けを事前に行うものとします。乙は改変物に関する質問、甲のシステム環境（ネットワークを含む。）に関する質問等、本件ソフトウェア以外に関する質問に回答する義務を負いません。
- (2) 乙の裁量によりリリースされる本件ソフトウェアの新たなバージョンには、メジャーバージョン、マイナーバージョン及びパッチバージョンの3種類があります。本契約の種別により、以下のとおり提供されるバージョンが異なります。
 - (i) 有期ライセンスの場合：全てのバージョンが提供されます。
 - (ii) サポート契約の場合：本件ソフトウェアの納入時のマイナーバージョンに対応するパッチバージョンのみ提供されます。
- (3) サポートサービスの対象となる本件ソフトウェアのバージョンは、乙所定のサポートポリシー（<https://iplass.org/products/#support-policy>）に定めるとおりとします。
- (4) 前三号の他、サポート約款の定めが適用されます。

第7条（本条件の変更）

1. 乙は、本条件について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この場合、変更が甲を含む本件ソフトウェア等の使用者の一般の利益に適合し、又は変更が本条件の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性等の事情に照らして合理的なものと認められる場合には、変更後の本条件及び効力発生日について、事前に乙が運営するウェブサイトで周知することにより、本条件を変更することができるものとします。
2. 本条件の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本条件の適用について、甲の同意を得るものとします。

以上